## 大働き・共育で応援!/ 育児休業を取得される方へ

## 2025年4月から 出生後休業支援給付 制度が始まっています



夫婦ともに14日以上の育児休業を取得すると、

最大28日間、出生後休業支援給付金(給付率13%)が受け取れます。

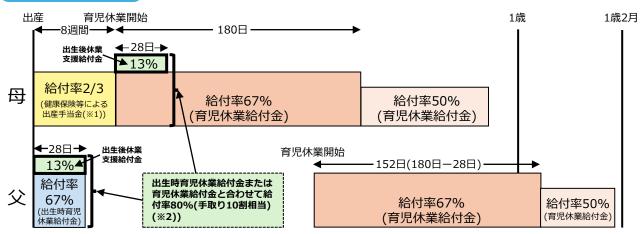
通常の育児休業給付(給付率67%)と合わせて、手取り10割相当(給付率80%)となります。

## 「出生後休業支援給付金注」を受け取るには···

- ●父親は子の出生後8週間以内、母親は産後休業後8週間以内に14日以上の 育児休業を取得する必要があります。
- ●配偶者が専業主婦(夫)の場合や、ひとり親家庭の場合などには、本人のみの育児休業取得で受け取ることができます。
- ●勤務先を経由して、ハローワークに申請書を提出する必要があります。 (注)育児休業を取得される方が雇用保険の被保険者である場合に給付の対象となります。

## 支給額のイメージ

※パパ・ママ育休プラス制度を活用した場合のイメージを記載しています。



- ※1 出産手当金については、ハローワークが取り扱う制度ではありません。詳しく知りたい方は、健康保険等の運営機関へお問い合わせください。
  ※2 育児休業中は申出により健康保険料・厚生年金保険料が免除され、勤務先から給与が支給されない場合は雇用保険料の負担はありません。また、育児休業等給付は非課税です。このため、休業開始時賃金日額の80%の給付率で手取り10割相当の給付となります。ただし、支給額には一定の上限がありますのでご留意ください。
- ※3 就労状況・賃金支払状況により出生児育児休業給付金または育児休業給付金が不支給となった場合は、出生後休業支援給付金の支給は行いません。

